

# Drive WiMAX2 (3年プラン) 重要事項説明書

## 1. ご契約にあたって

- DriveWiMAX2通信サービスは、お客様と、サービス提供元の株式会社Twleve(以下「当社」といいます。)との、ご契約となります。  
料金プラン名称: DriveWiMAX2サービス  
電気通信サービスの種類: MVNOサービス
- 最新の「DriveWiMAX2契約約款」については、当社WEBサイトにてご確認ください。(URL: <http://drive-net.jp/>)
- 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
- ご契約時に記入(または入力)いただいた電話番号・メールアドレス宛に当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
- ご契約内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。
- 契約解除後に料金未払いのあるお客様情報を携帯電話・PHS・BWA 事業者(交換先事業者は契約約款をご確認願います。)との間で交換いたします。  
※不払い情報の交換の目的契約解除後においても、料金不払いのあるお客様の情報を事業者間で交換し、その情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用することにより、料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としています(料金不払いの状況によってはお申し込みをお受けできない事があります)。
- ご契約につきましては、端末発送日を基準としており、お申込プランに応じて、ご利用料金の発生タイミングが異なります。端末機器発送後は、ご料金が発生してない月を0ヵ月目としてカウント致します。この0ヵ月目の間でも、契約期間とはなっており、解約時には契約解除料の対象となりますので、ご注意ください。

## 2. 初期契約解除制度について(個人名義で契約のお客様のみ適用)

- 訪問販売または電話勧誘販売によりご契約されたお客さまは、契約後に送付される契約書面をお客さまが受領した日、または端末が到着した日のいずれか遅い日を初日とした8日間の期間内に、初期契約解除を行うことができます。  
◆初期契約解除をした場合、月額定額料設定をされている料金(基本使用料・オプションサービス料・パケット定額料等)の解除日当日までの日割り分、従量料金(通話料・通信料・追加データ料金・コンテンツ料金・国際サービスご利用分等)の全額、および事務手数料(契約事務手数料等)をお支払いいただきます。なお、損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求することはありません。また、契約に関して当社又は代理店が金銭等を受領している際には、上記お客さまご負担分を除き、当該金銭等をお客さまに返還いたします。  
◆初期契約解除を申し出る場合は、当社、ご購入の販売店までご連絡ください。  
◆当社および販売店が初期契約解除について不実のことを告げたことにより、お客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって10日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことが出来る旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
- 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。  
◆新規契約の場合  
・本契約により発生した契約事務手数料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料契約解除までに提供を受けたDriveWiMAX2通信サービス利用料をご請求します。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。  
・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。  
・お客様が本契約の締結と同時に当社から購入した端末は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただけます。詳細条件は、重要事項説明書の「【別紙】端末売買契約の解除に関する特約」をご参照ください。なお当社代理店で、端末購入の場合は、購入先にお問い合わせください。  
◆機種変更(SIMのサイズ変更)した場合  
(1) 機種変更(SIMのサイズ変更)時に初期契約解除を行った場合、機種変更前のDriveWiMAX2通信サービスは通常解約となり、本紙【契約解除料について】に記載しております金額を契約期間に伴って請求致します。  
(2) 機種変更(SIMのサイズ変更)時に初期契約解除を行った場合、機種変更前の端末にかかるプランの解除料につきましては、契約期間に伴って一括請求となります。  
(3) 機種変更前の端末が更新月以外での機種変更/初期契約解除を行った場合、契約解除料は発生するものとし、発生した契約解除料につきましては請求させていただきます。
- 書面はハガキなどに、申込日(契約日)、商品名(携帯電話番号を含む)、販売店名、契約を解除する旨(申込を撤回する旨)を記載の上、当社もしくは販売店まで簡易書留で郵送してください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただけます。
- 初期契約解除制度についてはDriveサポートセンターへお問い合わせください。

## 3. 売買契約等のクーリングオフについて(個人名義で契約のお客様のみ適用)

- 訪問販売、電話勧誘販売により、移動機(付属品等を含む)の購入申込みをされたお客さまは、本書面を受け取った日から8日間は、書面により無条件に契約申込みの撤回、契約の解除ができます(クーリングオフ)。
- クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。
- クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発送したとき(郵便消印日付)から生じます。
- クーリングオフをした場合、お客さまが、損害賠償や違約金、商品の引取り費用を支払う必要はありません。既に代金を支払っている場合には、全額返還を受けることができます。また、商品を使用した場合でも、商品代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
- 電気通信サービスに関するもの(契約事務手数料・基本使用料・通話料など)はクーリングオフの対象にはなりません。  
※ハガキなどに、申込日(契約日)、商品名(携帯電話番号を含む)、販売店名、契約を解除する旨(申込を撤回する旨)を記載の上、当社もしくは販売店まで簡易書留にて郵送してください。

## 4. 公衆無線LANサービスについて

- お客様は、公衆無線LANアクセスサービス「au Wi-Fi SPOT」が無料でご利用いただけます。WiMAX2+のUIMカードを装着した対応端末で接続機能を有効にいただくことでご利用いただけます。
- au Wi-Fi SPOTのご利用にあたっては「au Wi-Fi SPOT利用規約」が適用されます。規約は以下のURLからご確認ください。  
<http://www.uqwimax.jp/signup/term/>
- SSID「au\_Wi-Fi2」に対応した国内のスポットでご利用いただけます。海外でのご利用はできませんのでご注意ください。

## 5. DriveWiMAX2通信サービスについて

- DriveWiMAX2通信サービスには、「WiMAX2+」があります。

	サービスエリア	インターネット接続方式
WiMAX2+	WiMAXエリア/WiMAX2+エリア au 4G LTEエリア (オプション)	WiMAX/WiMAX2+方式 (BWAアクセス) LTE方式 (オプション)

- (1) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- (2) 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- (3) 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- (4) ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- (5) 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking (インターネット上へのTCP25番ポートを宛先とした通信の制限) を実施しています。メール送信の際は、587番ポートなど、25番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- (6) 当社ではインターネット上でオンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービスを提供いたします。
- (7) 以下の通信モードを選択いただけます。(対応モードは端末の仕様により異なる場合があります。)

	利用する方式	
	WiMAX2+方式	LTE方式
ハイスピードモード	○	-
ハイスピードプラスエリアモード【オプション料金】	○	○

- (8) 毎月1日より積算したWiMAX2+方式およびLTE方式の合計通信量が7Gbyteを超過した場合、それ以降月末までのWiMAX2+およびLTE方式での通信速度を128kbpsに制限させていただきます。通信速度の制限は、翌月1日に順次解除させていただきます。
- (9) 但し、以下のいずれかに該当する場合はハイスピードモードでご利用いただいたWiMAX2+方式による通信量は7Gbyteに含まれることなくご利用いただけます。(DriveWiMAX2ギガ放題のプランでWiMAX2+サービスをご契約いただいた場合。但し、エリア混雑状況により速度を制限する場合があります。)  
※ハイスピードプラスエリアモードで7GByteを超えてご利用された場合、上記に関わらずハイスピードモードでのWiMAX2+方式ご利用を含む通信速度の制限が月末まで行われますのでご注意ください。
- (10) ネットワーク混雑回避のため、当日を含まない直近3日間のWiMAX2+方式およびLTE方式の合計通信量が3GByte以上となった場合、WiMAX2+およびLTE方式の通信速度を翌日にかけて制限します。

### 【2017年2月2日以降】

ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間でWiMAX2+およびLTE方式の通信量の合計が10GB以上となった場合、ネットワーク混雑時間帯(18時頃から翌日2時頃<sup>※1</sup>)にかけてWiMAX2+およびLTE方式の通信速度を概ね1Mbps<sup>※2</sup>に制限します。ただし、2時前より継続して利用している通信については、2時以降も最大で6時頃まで制限が継続すること<sup>※3</sup>があります。

※1 2017年2月現在

※2 送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境等に応じて1Mbps以下となることがあります。

※3 一旦通信を切断することにより当該制限は解除されます。

(11) インターネット接続の提供にあたり、プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスを動的に1つ割り当てます。

(12) サービス品質維持及び設備保護のため、24時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

## 6. WiMAX2+の料金について

- 1.本サービスの料金は、以下の通りです。

### (1) DriveWiMAX2プラン

プラン <sup>※1※2</sup>	基本使用料(税込) <sup>※3</sup>	契約事務手数料(税込)	契約期間
ギガ放題プラン(3年)	5,368円/月 <sup>※4</sup>	3,300円	36ヵ月
ライトプラン(3年)	4,615円/月 <sup>※4</sup>		36ヵ月

※1 LTEとWiMAX2のエリア網で月間7Gbyteの総量規制がございます。

※2 auスマートバリューmineの適用を受けることができます。適応の為に、事前に弊社に御連絡頂き、別途auへお申し込みいただく必要があります。

※3 月の途中でのご加入は日割り計算でご請求させていただきます。月の途中での解約の場合は、ひと月分の基本使用料がかかります。(基本使用料の日割り計算は行いません。)別途、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料がかかります。(日割り計算は行いません。)ユニバーサルサービス料の最新情報はDrive公式ホームページをご覧ください。

※4 新規ご加入時は、課金開始日を1ヵ月目とします。契約期間の36ヵ月目(または72ヵ月目)を「満了月」、その翌月を「更新月」とし、36ヵ月ごとの契約となります。契約期間の設定された料金プランを課金開始後に解約する場合、更新月を除き契約解除料が発生します。

### (2) 契約解除料について

通常契約の場合の契約解除料は下記となります。

	契約解除料(特約適用外の時)
プラン名	DriveWiMAX2 ギガ放題プラン(3年) DriveWiMAX2 ライトプラン(3年)
解約金	9,500円

契約期間の設定された料金プランでご加入いただく際に特約を選択いただいた場合の契約解除料は下記となります。  
(特約適用の場合は当該料金プランの契約期間が満了し、自動更新されるまでの間、契約解除料を以下とする条件が適用されます。)

	契約解除料(特約適用時)
	契約期間が24ヵ月の料金プラン
プラン名	DriveWiMAX2 ギガ放題プラン DriveWiMAX2 ライトプラン
1ヵ月目~12ヵ月目	19,000円
13ヵ月目~24ヵ月目	14,000円
25ヵ月目~48ヵ月目	9,500円

※1 新規ご加入時は、課金開始日を1ヵ月目とします。

※2 毎月25日まで本サービス会員から解約の通知があった場合は当該月の末日に、毎月26日以降の場合は当該月翌月の末日に利用契約の解約があったものとします。

※3 契約開始から25ヵ月目は更新月となります。更新月に解約された場合、契約解除料は発生いたしません。

※4 契約解除料は非課税になります。

### (3) 料金プランの自動更新について

料金プランは契約期間の満了をもって自動更新となり、ご契約いただいた料金プランに応じた契約期間が更新月を1ヵ月目として再度適用されます。料金プランに特約が適用されている場合は、この自動更新をもって特約の適用が終了します。

### (4) LTEオプション料

「DriveWiMAX2 ギガ放題プラン(3年)」を契約されている場合、オプション料は加算されません。その他のプランを契約されている場合で、ハイスピードプラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。ただし、「auスマートバリューmine」を契約されている月(契約月、解約月を含みます)は、加算されません。

利用料	登録料
10,450円/月 <sup>※1</sup>	無料

※1 月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、LTEオプション料は日割となりません。

### 2. 料金プランの変更

(1) 料金プランは変更を行うことができます。変更を行う場合、新しいプランは翌月適用となります。

(2) 契約期間の異なる料金プランへ変更を行った場合、新しいプランの契約期間は1ヵ月目からとなります。

(3) 特約の適用中に変更を行った場合、変更先の料金プランにも特約が適用されます。

(4) 契約期間の設定された料金プランを満了月の末日または更新月以外に変更手続きした場合、条件により契約解除料が発生します。

### 3. おトク割の適用

別途定めるWiMAX2+機器のご購入と同時に、契約期間の設定された料金プランを選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	Drive WiMAX2 おトク割の適用	割引期間
ギガ放題プラン(3年)	550円/月	36ヵ月間 <sup>※2</sup>
ライトプラン(3年)		

※1 月途中での加入を行った場合、割引額は日割りとなります。

※2 新規ご加入時は、課金開始日を1ヵ月目とします。

### <長期利用割引の適用>

「おトク割」の割引期間の満了後、対象種別の回線契約をさらに継続して契約されているお客様には、「おトク割」適用前の基本使用料から下記の料金を毎月割引します。

プラン名	Drive WiMAX2 おトク割引額
ギガ放題プラン(3年)	550円/月
ライトプラン(3年)	

### 4. ギガ放題お試し割引の適用

「DriveWiMAX2 ギガ放題プラン(3年)」を選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。本割引はおトク割と併せて適用します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	ギガ放題お試し割引	割引期間
ギガ放題プラン(3年)	752円/月 <sup>※1</sup>	3ヵ月間 <sup>※2</sup>

※1 月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。

※2 新規ご加入時は、課金開始日を1ヵ月目とします。

## 5.その他

### (1) アシストプラン

当社指定のタブレットPCやパソコン等にご指定いただいた場合のサービス利用料になります。

プラン名	月額料金	最低利用期間
アシスト500	550円	提供開始月から24ヵ月
アシスト1700	1,870円	

アシストプランはご利用開始月を含めた、24ヵ月を越えるご利用が本プランの適用条件となります。契約期間中に解約した場合、下記、契約解除料(非課税)がかかります。

#### アシスト500

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	12,000円	11,500円	11,000円	10,500円	10,000円	9,500円	9,000円	8,500円
9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	17ヵ月目
8,000円	7,500円	7,000円	6,500円	6,000円	5,500円	5,000円	4,500円	4,000円
18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目		
3,500円	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円	1,000円	500円		

#### アシスト1700

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	40,800円	39,100円	37,400円	35,700円	34,000円	32,300円	30,600円	28,900円
9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	17ヵ月目
27,200円	25,500円	23,800円	22,100円	20,400円	18,700円	17,000円	15,300円	13,600円
18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目		
11,900円	10,200円	8,500円	6,800円	5,100円	3,400円	1,700円		

### (2) 口座振替サービス

月額料金770円

お支払い方法を、口座振替で希望される場合、お申し込みが必須となります。また、クレジットカードの確認が取れなくなった場合には、自動的に本オプションの申し込みとなります。本オプション申し込み後、クレジットカードに請求方法を切り替えた場合、切り替え日の翌日より、本オプションは自動的に解約になります。

## 7.料金のお支払いについて

### 1.お支払い方法について

- 選択いただけるお支払いは、クレジットカードおよび預金口座振替となります。なお、法人名義のお客様は銀行振り込みでのお支払い方法も選択いただけます。ただし、お申し込み窓口・内容によって、選択いただけるお支払い方法が限られる場合がございます。お申し込み画面または申込書にてご確認ください。
- ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカード会社、および預金口座振替が可能な金融機関は、お申し込み画面または申込書の記載をご参照ください。
- クレジットカードまたは預金口座振替によるお支払いができなかった場合は、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがあります。
- 払込用紙によるお支払いの場合、220円/月の窓口支払手数料を請求させていただきます。

### 2.ご利用料金の請求について

- DriveWiMAX2通信サービスのご利用料金は毎月1日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でも請求させていただく場合があります。
- 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1督促通知ごと330円の督促手数料や年14.5%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
- ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(DriveWiMAX2通信サービス以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
- ご利用料金等(DriveWiMAX2通信サービス契約約款に定める、料金その他手数料等に限り)の請求については、当社より請求させていただきます。
- クレジットカードまたは預金口座振替でのお支払いを選択いただいた場合、請求にあたって必要な個人情報につきましては、当社より提携会社に通知させていただきます。

### 3.請求書について

紙面による請求書は発送いたしません。

## 8.未成年者のご契約について

1.未成年者のご契約にあたっては、次の親権者同意事項に同意の上お申し込みいただけます。小学生以下の方がご契約いただくことはできません。

- 未成年者によるお申し込み時の親権者同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、契約申込者が株式会社Twelveと、DriveWiMAX2通信サービス契約約款に基づき利用契約を締結すること、利用開始以降DriveWiMAX2通信サービスに関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します\*1。なお、契約者本人がDriveWiMAX2通信サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカード\*2を指定した場合には、契約者が利用したDriveWiMAX2通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

## (2) 親権者によるお申し込み代理時の同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、申込者(契約者)欄に記載されている者の申込代理人として、株式会社TwelveにDriveWiMAX2通信サービス契約約款に基づくサービスの利用を申し込みます。また、契約者本人がTwelve株式会社と、利用開始以降DriveWiMAX2通信サービスに関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します\*1。なお、契約者本人がDriveWiMAX2通信サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカード\*2を指定した場合には、契約者が利用したDriveWiMAX2通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

※1 当社ではインターネット上でオンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービスを提供いたします。

※2 親権者情報欄の親権者名義に限ります。

2. 未成年者のご契約の場合は、親権者の方にご契約同意のご確認通知をお送りいたします。また、確認の為、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。未成年者のご契約で料金に未納があった場合は、親権者の方に金額等をご案内させていただくことがあります。

## 9. ご契約の変更・解約について

### 1. ご契約の変更について

お客様のご契約情報は、Driveサポートセンターにて変更いただくことができます。

お引越しなどで、住所・連絡先に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

なお、毎月の月末から8営業日前までにプラン変更の受理がされたものについては、翌月からプラン変更が適応されるものとします。7営業日以降に受理されたものについては、翌々月からのプラン変更がされるものとします。

### 2. ご契約の解約について

本サービスを解約する際は、Driveサポートセンターにてお電話で承ります。

この場合、毎月25日までに当社に所定の書面が到着したものについては当該月の末日に利用契約に解約があったものとします。解約の処理は当月25日以降順次行うため、当月末まで利用できない場合があります。

## 10. 端末機器の発送について

1. 到着日時の指定は承っておりません。ご不在の場合は不在伝票にて対応となります。

2. 必ず確実に発送物を受領できるご住所・ご連絡先をご登録ください。

3. お客様にて発送物を受領できず、再発送となった場合の送料はお客様負担となります。

4. 長期のご不在や発送先の誤り等で、当社まで発送物が戻った場合でも、所定のサービスご利用料金は発生します。また、ご連絡がとれない場合などはご解約とさせていただきます場合もございます。

(解約となった場合、通常のご解約と同じ扱いとなり、解約手数料の対象となります。)

## 11. 初期不良について

1. 端末機器について初期不良の可能性がある場合、当社窓口まで早急にご連絡ください。当社で初期不良が確認できた端末機器につきましては、良品と交換させていただきます。

2. 早急に当社窓口までご連絡いただけない場合、初期不良を前提とした機器の交換対応はできない場合があります。(通常の故障機器と同様、修理対応となります。)

3. 初期不良による端末機器の交換となった場合、所定の窓口まで端末機器をご送付いただけます。お送りいただく際の送料はお客様負担となります。

4. 初期不良により端末機器が交換となった場合において、サービスの利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。

## 12. 端末機器の故障について

1. 端末機器は当社からの発送日を起算日として1年を保証期間とさせていただきます。

2. 保証期間中の故障につきましては、当社窓口にて故障を確認させていただいた上で、無償にて修理または新品と交換させていただきます。

3. 故障により端末機器が修理または交換となった場合、所定の窓口まで端末機器をご送付いただけます。発送にかかる費用につきましてはお客様負担となります。

4. お客様の故意、過失による故障の場合は、有償となり実費をいただきます。

5. 端末機器が修理または交換となった場合において、サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。

6. 保証期間終了後の端末機器故障修理については有償となります。当社窓口までご連絡ください。

## 13. ご契約のキャンセル・返品について

1. お申込み後、サービスをご利用になるエリアが提供エリア外であった場合は、5営業日以内に「16.お問い合わせ連絡先」までご連絡ください。

2. お申込み後、お客様都合による取消し(キャンセル・返品)をご希望の場合には、5営業日以内に「16.お問い合わせ連絡先」までご連絡ください。

3. お申込み後5営業日以上経過した場合には、いかなる場合におきましても一切お受けできませんのでご了承ください。取消(キャンセル・返品)をご希望の場合には、当サービスをご解約いただく必要があり、ご解約に当たっては所定の料金\*1が発生いたしますのでご注意ください。

※1 解約時に発生する所定の料金は「4. 契約解除料について」をご確認ください。

## 14. 個人情報の利用目的について

1. 届け出ていただいたご契約者様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。

(1) ご利用料金(ご請求・お支払い等)に関する業務

(2) 契約審査等に関する業務

(3) 通信機器等の販売に関する業務

- (4) お客様相談対応に関する業務
- (5) アフターサービスに関する業務
- (6) オプションサービス追加・変更に関する業務
- (7) サービス休止に関する業務
- (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
- (9) アンケート調査に関する業務
- (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
- (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
- (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
- (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
- (14) その他、契約約款等に定める目的

2.KDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う割引 (auスマートバリューmine) の適用、案内等を行うため、当社は、WiMAX2+のご契約者の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報をKDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社へ通知します。

また、当社は、KDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社に対して、ご契約者様へのauスマートバリューmineの適用状況を確認させていただきます。

## 15.その他

- 1.サービス内容は予告なく変更することがあります。
- 2.記載している金額は税込です。
- 3.本文中に記載しているサービス名称などは一般に各社の商標または登録商標です。

## 16.お問い合わせ連絡先

Driveサポートセンター

電話番号 03-4218-2839

受付時間: 9:00~17:00 (年末年始を除く)

メール: drive\_support@drive-net.jp

## 17.WiMAX2通信サービスを提供する会社

株式会社Twelve

## 18.ACアダプタのご利用について

ご利用される機器に充電を行う場合は、取扱説明書に記載のACアダプタを必ずご使用ください。

取扱説明書に記載されていないACアダプタをご使用の場合、それに起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

2018年4月1日制定

2021年4月1日改定

2022年4月1日改定

2022年12月1日改定

株式会社Twelve(電気通信事業者届出番号: A-24-12880)

**【別紙】端末売買契約の解除に関する特約**

株式会社Twelve(以下「当社」といいます。)のDriveWiMAX2通信サービス契約約款に定める通常料金契約(既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「Driveサービス契約」といいます。)の申し込みと同時に当社へ端末機器の購入に係る契約(端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の申し込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

**第1条(端末売買契約の解除)**

当社は、お客様が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3第1項の規定に基づきDriveサービス契約を解除する場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

**第2条(対象機器の返還等)**

お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

当社は、前項の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

当社は、対象機器についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

**第3条(機器損害金の支払義務)**

当社は、返還期日を経過してもなお対象機器が返還されない場合は、お客様に対し、機器損害金22,000円(税込)を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権はお客様に移転します。

**第4条(延滞利息)**

お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

**第5条(合意管轄裁判所)**

本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。